

国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この特例は、国債証券先物取引及び国債証券先物取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、業務規程及び受託契約準則の定めるところによる。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成2年4月10日、平成13年11月1日、平成15年1月6日、平成19年9月30日、平成21年3月23日〕

(国債証券先物取引に関する定義)

第 1 条の 2 この特例において国債証券先物取引とは、ラージ取引又はミニ取引をいう。

2 この特例においてラージ取引とは、国債証券の標準物に係る金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第 2 条第21項第 1 号に掲げる取引をいう。

3 この特例においてミニ取引とは、国債証券の標準物の価格に係る法第 2 条第21項第 2 号に掲げる取引をいう。

追加〔平成21年3月23日〕

(用語の意義)

第 1 条の 3 この特例において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うものとし、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。

(1) 取引日とは、一日（休業日を除く。）の第 4 条第 1 項第 3 号においてイブニング・セッション開始時として定める時から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の午後 3 時10分まで（半休日においては、午前11時20分まで）をいう。

(2) ラージ取引において売付けとは、国債証券を引き渡す立場の当事者になる取引をいい、買付けとは、国債証券を受領する立場の当事者になる取引をいう。

(3) ミニ取引において売付けとは、現実値段（将来の一定の時期における国債証券の標準物の価格の数値をいう。以下同じ。）が約定値段（当事者があらかじめ標準物の価格として約定する数値をいう。以下同じ。）を下回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をいい、買付けとは、現実値段が約定値段を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。

(4) 値段とは、ラージ取引にあっては国債証券の標準物の売付け又は買付けにおける対価となる額をいい、ミニ取引にあっては国債証券の標準物の価格の数値をいう。

(5) 値幅とは、値段の幅をいう。

(6) 呼値とは、国債証券先物取引の当事者となるためになす値段の限度の意思表示をいう。

(7) 売呼値とは、売付けに係る呼値をいい、買呼値とは、買付けに係る呼値をいう。

2 この特例において使用する国債証券先物オプション取引（法第 2 条第21項第 3 号に掲げる取引のうち国債証券先物取引に係るものをいう。以下同じ。）に係る用語の意義は、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「国債証券先物オプション特例」という。）において定めるところによる。

追加〔平成2年4月10日〕、一部改正〔平成12年9月18日、平成13年4月9日、平成13年11月1日、平成19年9月30日、平成20年1月15日、平成20年1月15日、平成21年3月23日、平成21年10月5日〕

第 2 章 業務規程の特例

第 1 節 標準物等及び限月取引

一部改正〔平成21年3月23日〕

(ラージ取引における標準物の条件)

第 2 条 ラージ取引における標準物の条件は、銘柄ごとに、次の各号に定めるところによる。

(1) 中期国債標準物については、額面100円、利率年 3 パーセント及び償還期限 5 年とする。

(2) 長期国債標準物については、額面100円、利率年 6 パーセント及び償還期限10年とする。

(3) 超長期国債標準物については、額面100円、利率年 6 パーセント及び償還期限20年とする。

一部改正〔昭和63年7月8日、平成8年1月1日、平成12年3月1日、平成21年3月23日〕

(ミニ取引における取引の対象)

第 2 条の 2 ミニ取引の対象は、長期国債標準物の価格とする。

追加〔平成21年 3 月 23 日〕

(限月取引及びその数)

第 3 条 ラージ取引及びミニ取引は、銘柄ごとに、限月取引に区分する。

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう。

(1) ラージ取引については、3 月 20 日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下この項において同じ。)、6 月 20 日、9 月 20 日及び 12 月 20 日を受渡決済期日とする取引

(2) ミニ取引については、3 月、6 月、9 月及び 12 月のラージ取引の取引最終日が終了する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に終了する取引日を取引最終日とする取引

3 ラージ取引及びミニ取引は、それぞれ 3 限月取引制とし、各限月取引の期間は 9 か月とする。

4 ラージ取引について、最初に受渡決済期日が到来する限月取引の受渡決済期日の 7 日前(休業日を除く。)の日に終了する取引日を当該限月取引の取引最終日とし、当該取引最終日の終了する日の翌日の午前 8 時 20 分から新たな限月取引を開始する。

5 ミニ取引について、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌々日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の午前 8 時 20 分から新たな限月取引を開始する。

6 第 2 項から前項までの規定にかかわらず、当取引所は、必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。

一部改正〔昭和 63 年 7 月 8 日、平成 2 年 4 月 10 日、平成 10 年 3 月 23 日、平成 10 年 12 月 1 日、平成 12 年 9 月 18 日、平成 13 年 11 月 1 日、平成 20 年 1 月 15 日、平成 20 年 1 月 15 日、平成 20 年 6 月 16 日、平成 21 年 3 月 23 日〕

(限月間スプレッド取引)

第 3 条の 2 取引参加者(取引参加者規程第 2 条第 2 項に規定する総合取引参加者又は同条第 3 項に規定する国債先物等取引参加者をいう。以下同じ。)は、中期国債標準物及び長期国債標準物に係るラージ取引並びにミニ取引において、二つの限月取引のうち同一数量による一方の限月取引の売付けと他方の限月取引の買付け(同一の顧客又は自己の計算による売付け及び買付けに限る。)を同時に行おうとするときは、限月間スプレッド取引(二つの限月取引のうち取引最終日が先に到来する限月取引(以下「期近限月取引」という。)の値段から取引最終日が後に到来する限月取引(以下「期先限月取引」という。)の値段を差し引いて得た値段(以下「スプレッド値段」という。)により呼値を行う取引で、当該呼値について取引が成立したときは成立した呼値に係る数量と同一数量の一方の限月取引の売付け及び他方の限月取引の買付けが成立する取引をいう。以下同じ。)を行うことができるものとする。

2 限月間スプレッド取引は、次の各号に掲げる限月取引間について行うものとする。ただし、当取引所が別に定めた場合は、この限りでない。

(1) 最初に取引最終日が到来する限月取引(以下「直近の限月取引」という。)と当該直近の限月取引の次に取引最終日が到来する限月取引(以下「第二限月取引」という。)との間

(2) 直近の限月取引と第二限月取引の次に取引最終日が到来する限月取引(以下「第三限月取引」という。)との間

(3) 第二限月取引と第三限月取引との間

3 限月間スプレッド取引において、スプレッド売呼値とは、期近限月取引の売付け及び期先限月取引の買付けに係るスプレッド値段による呼値をいい、スプレッド買呼値とは、期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けに係るスプレッド値段による呼値をいうものとする。

追加〔平成 12 年 8 月 14 日〕、一部改正〔平成 12 年 8 月 14 日、平成 12 年 8 月 14 日、平成 13 年 11 月 1 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 21 年 3 月 23 日〕

第 2 節 立会及び立会による取引契約締結の方法等

一部改正〔平成 13 年 4 月 9 日、平成 19 年 9 月 30 日〕

(立会の区分及び立会時等)

第 4 条 国債証券先物取引の立会は、午前立会、午後立会及びイブニング・セッションに分ち、各立会時は次の各号に定める時間とする。

- (1) 午前立会は午前 9 時から 11 時までとする。
 - (2) 午後立会は午後 0 時 30 分から 3 時までとする。
 - (3) イブニング・セッションは午後 3 時 30 分から 6 時までとする。
- 2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。
- 3 休業日においては、国債証券先物取引の立会その他一切の業務を行わず、半休日においては、午後立会及びイブニング・セッションを行わない。
- 一部改正〔平成元年 2 月 1 日、平成 2 年 4 月 10 日、平成 12 年 9 月 18 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 20 年 1 月 15 日〕

(立会の臨時停止、臨時挙行)

第 4 条の 2 当取引所は、必要があると認めるときは、国債証券先物取引の立会の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

追加〔平成 19 年 9 月 30 日〕

(臨時停止、臨時挙行の通知)

第 4 条の 3 当取引所は、国債証券先物取引の立会の臨時停止又は臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

追加〔平成 19 年 9 月 30 日〕

(売買システムによる売買)

第 4 条の 4 国債証券先物取引については、売買システムによる売買を行う。

追加〔昭和 63 年 4 月 30 日〕、一部改正〔平成 2 年 4 月 10 日、平成 10 年 12 月 1 日、平成 19 年 9 月 30 日〕

(競争取引における呼値の順位)

第 5 条 国債証券先物取引は、競争取引によるものとする。

2 国債証券先物取引の競争取引における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。

(2) 同一値段の呼値については、次に定めるところによる。

a 呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。

b 同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値の順位は、当取引所が定める。

(3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

3 立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値及び当取引所が定めるところにより特定の限月取引について取引が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。

4 午後立会（半休日においては、午前立会）終了時において第 7 条第 5 項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみなす。

5 限月間スプレッド取引に係る第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、第 2 項中「次の各号」とあるのは「第 1 号及び第 2 号」と、「値段」とあるのは「スプレッド値段」と、「売呼値」とあるのは「スプレッド売呼値」と、「買呼値」とあるのは「スプレッド買呼値」と、第 3 項中「約定値段」とあるのは「約定スプレッド値段」と、「限月取引」とあるのは「限月間スプレッド取引」とする。

一部改正〔平成 2 年 4 月 10 日、平成 12 年 8 月 14 日、平成 12 年 8 月 14 日、平成 13 年 11 月 1 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 20 年 1 月 15 日〕

(個別競争取引)

第 6 条 前条第 1 項の競争取引は、個別競争取引とする。

2 国債証券先物取引における個別競争取引においては、次の各号に掲げる約定値段を定める場合を除き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第 2 項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させる。

- (1) 立会の始めの約定値段
 - (2) 当取引所が定めるところにより、特定の限月取引について取引が中断された場合の中断後最初の約定値段
 - (3) 立会終了時における約定値段
 - (4) 前各号に定めるもののほか、当取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の約定値段及び当取引所が呼値の状況から必要があると認める場合の約定値段
- 3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第 2 項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させる。ただし、当該各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段がない場合には、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値の争合により、当該各号（第 3 号 b を除く。）に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を前項各号の約定値段とし、前条第 2 項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。
- (1) 成行呼値の全部の数量
 - (2) 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量
 - (3) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量
 - a 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量
 - b 他方の呼値の数量については、当取引所が定める数量
- 4 前項の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうち直前の約定値段（限月間スプレッド取引による約定値段を除く。この項及び次項における「直前の約定値段」について同じ。）と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、当取引所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないとき認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、第 2 項第 3 号の約定値段を定める取引の値段が、直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）を基準として、当取引所が定める値幅を超えるときは、取引を不成立とする。
- 6 限月間スプレッド取引に係る第 2 項から第 4 項までの規定の適用については、第 2 項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第 3 号を除く。）」と、第 2 項から第 4 項までの規定中第 4 項かつこ書に規定する約定値段を除き「約定値段」とあるのは「約定スプレッド値段」と、「値段」とあるのは「スプレッド値段」と、第 2 項から第 4 項までの規定中「売呼値」とあるのは「スプレッド売呼値」と、「買呼値」とあるのは「スプレッド買呼値」と、第 2 項及び第 3 項中「前条第 2 項」とあるのは「前条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項」と、第 2 項中「限月取引」とあるのは「限月間スプレッド取引」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「前項各号（第 3 号を除く。）」と、第 4 項中「（限月間スプレッド取引による約定値段を除く。この項及び次項における「直前の約定値段」について同じ。）と同一」とあるのは「と同一」とする。
- 一部改正〔平成 2 年 4 月 10 日、平成 10 年 11 月 2 日、平成 10 年 12 月 1 日、平成 11 年 6 月 25 日、平成 12 年 7 月 17 日、平成 12 年 8 月 14 日、平成 12 年 8 月 14 日、平成 13 年 4 月 9 日、平成 13 年 6 月 10 日、平成 13 年 11 月 1 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 20 年 1 月 15 日、平成 20 年 1 月 15 日〕
- （限月間スプレッド取引の呼値について取引が成立したときの売付け又は買付けに係る約定値段）
- 第 6 条の 2 限月間スプレッド取引の呼値について取引が成立したときの各限月取引の売付け又は買付けに係る約定値段は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定める値段とする。
- (1) 期近限月取引

同一取引日の立会による期近限月取引の直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）。ただし、当該直前の約定値段がない場合は、当取引所が定める値段
 - (2) 期先限月取引

前号の規定に基づき期近限月取引の約定値段とする値段から限月間スプレッド取引の当該呼値に係る約定スプレッド値段を減じて得た値段

2 前項の場合において、同項第 2 号の規定により算出する値段が期先限月取引の第 7 条第 5 項の規定により定める値幅の限度を超える値段となるときは、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定める値段とする。

(1) 期近限月取引

次号の規定に基づき期先限月取引の約定値段とする値段に限月間スプレッド取引の当該呼値に係る約定スプレッド値段を加えて得た値段

(2) 期先限月取引

次の a 又は b に定める値段とする。

a 前項第 2 号の規定により算出される値段が期先限月取引の第 7 条第 5 項の規定により定める値幅の上限の値段を上回る場合には、当該値幅の上限の値段

b 前項第 2 号の規定により算出される値段が期先限月取引の第 7 条第 5 項の規定により定める値幅の下限の値段を下回る場合には、当該値幅の下限の値段

追加〔平成12年8月14日〕、一部改正〔平成12年8月14日、平成12年8月14日、平成13年4月9日、平成13年11月1日、平成19年9月30日、平成20年1月15日〕

(取引の取消し)

第 6 条の 3 当取引所は、過誤のある注文により取引が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当取引所が定める取引を取り消すことができる。

2 当取引所は、天災地変その他のやむを得ない理由により当取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、消失したすべての取引記録を復元することが困難であると認めるときは、当取引所がその都度定める取引を取り消すことができる。

3 第 1 項又は前項の規定により当取引所が取引を取り消した場合には、当該取引は初めから成立しなかったものとみなす。

4 取引参加者は、第 1 項の規定により当取引所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

5 取引参加者は、第 1 項又は第 2 項の規定により当取引所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

追加〔平成19年9月30日〕、一部改正〔平成20年6月16日〕

(呼値)

第 7 条 取引参加者は、国債証券先物取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

2 国債証券先物取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 国債証券先物取引の呼値の単位は、次の各号に掲げる国債証券先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) ラージ取引

額面100円につき1銭とする。

(2) ミニ取引

5厘とする。

4 ラージ取引の呼値は、裸相場とする。

5 国債証券先物取引の呼値は、当取引所が定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。

6 限月間スプレッド取引に係る前項の規定の適用については、「値段」とあるのは「スプレッド値段」とする。

7 当取引所は、呼値について、取引の成立を促進するために必要があると認めるときは、その存在を周知するものとする。

8 この特例に定めるもののほか、国債証券先物取引の呼値に関し必要な事項については、当取引所が定める。

一部改正〔昭和63年4月30日、昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成10年11月2日、平成12年8月14日、平成13年6月10日、平成13年11月1日、平成19年9月30日、平成21年3月23日〕

(取引単位)

第8条 ラージ取引の取引単位は、額面1億円とする。

2 ミニ取引は、10万円に長期国債標準物の価格の数値を乗じて得た額を1単位として行う。

一部改正〔平成2年4月10日、平成19年9月30日、平成21年3月23日〕

(約定値段等の公表)

第9条 当取引所は、国債証券先物取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段（限月間スプレッド取引にあっては、その約定スプレッド値段及び約定値段）を公表する。

一部改正〔昭和63年4月30日、平成2年4月10日、平成10年12月1日、平成11年5月1日、平成12年8月14日、平成12年8月14日、平成13年6月10日、平成13年11月1日〕

(取引の通知及び確認)

第10条 当取引所は、取引が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより、売付けを行った取引参加者及び買付けを行った取引参加者に通知するものとする。

2 取引参加者は、国債証券先物取引について取引参加者端末装置により取引の内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

一部改正〔昭和63年4月30日、昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成10年12月1日、平成12年7月17日、平成13年11月1日、平成15年1月6日、平成19年9月30日〕

(取引の一時中断)

第11条 当取引所は、ラージ取引の各限月取引について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当該各号に該当した時から当取引所が定める時間を経過するまでの間、当該ラージ取引を一時中断する。ただし、当取引所が定める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1) 直前の約定値段（限月間スプレッド取引による約定値段を除き、当取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合には、当該気配値段を含む。以下この条において同じ。）が、当取引所が基準値段として定める値段を当取引所が定める値幅を超えて下回っている場合

(2) 直前の約定値段が、当取引所が基準値段として定める値段を当取引所が定める値幅を超えて上回っている場合

2 当取引所は、前項の規定により長期国債標準物に係るラージ取引を一時中断した場合には、当該ラージ取引を一時中断している間、ミニ取引を一時中断する。

追加〔平成12年9月18日〕、一部改正〔平成13年11月1日、平成19年9月30日、平成20年1月15日、平成20年1月15日、平成21年3月23日、平成21年10月5日〕

(取引の停止)

第12条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、国債証券先物取引を停止することができる。

(1) 国債証券先物取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(2) 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

追加〔平成19年9月30日〕、一部改正〔平成20年1月15日〕

第3節 ストラテジー取引により成立する国債証券先物取引

一部改正〔平成13年6月10日、平成21年10月5日〕

(ストラテジー取引による国債証券先物取引の成立)

第13条 ストラテジー取引（国債証券先物オプション特例第7条の2第1項第2号に掲げる取引をいう。以下同じ。）の対象となる国債証券先物取引は、ストラテジー売呼値（同第7条の2第5項に規定するストラテジー売呼値をいう。）とストラテジー買呼値（同第7条の2第5項に規定するストラテジー買呼値をいう。）とが対当し、かつ、同第7条の2第4項に規定する条件が合致したと

きに、当取引所が定めるところにより、当該ストラテジー取引の当事者間で立会による取引によらずに成立する。

- 2 前項のほか、ストラテジー取引の対象となる国債証券先物取引に関し必要な事項は、当取引所が定める。

一部改正〔平成21年10月5日〕

第14条・第15条 削除

一部改正〔平成13年6月10日、平成19年9月30日、平成20年1月15日、平成20年1月15日、平成21年10月5日〕

第3節の2 過誤訂正等のための取引

追加〔平成19年9月30日〕、一部改正〔平成21年10月5日〕

(過誤訂正等のための取引)

第16条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって立会による取引によらずに執行することができる。

- 2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

- 3 限月間スプレッド取引に係る前2項の規定の適用については、前2項中「売付け」とあるのは「期近限月取引の売付け及び期先限月取引の買付け」と、「買付け」とあるのは「期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付け」と、第1項中「値段」とあるのは「スプレッド値段」とする。

追加〔平成19年9月30日〕、一部改正〔平成20年1月15日、平成20年1月15日〕

第4節 権利行使による国債証券先物取引の成立

追加〔平成2年4月10日〕

(権利行使による国債証券先物取引の成立)

第17条 国債証券先物オプション取引における権利行使の申告が行われた場合には、当該申告が行われた日の当取引所が定める時刻に当該権利行使の意思表示が行われたものとみなして、当該時刻に国債証券先物取引が成立するものとする。

追加〔平成2年4月10日〕、一部改正〔平成11年5月1日、平成12年9月18日、平成13年4月9日、平成13年11月1日、平成16年2月2日、平成19年9月30日、平成20年1月15日〕

第5節 ラージ取引における受渡決済

一部改正〔平成15年1月14日、平成21年3月23日〕

(受渡決済)

第18条 ラージ取引の各限月取引について、最終売建玉（売建玉（各限月取引の決済が未了である約定（以下「未決済約定」という。）に係る数量のうち売約定に係る数量をいう。以下同じ。）のうち、取引最終日までの間に買戻し（売建玉についての反対の取引をいう。以下同じ。）が行われなかったものをいう。以下同じ。）又は最終買建玉（買建玉（各限月取引の未決済約定に係る数量のうち買約定に係る数量をいう。以下同じ。）のうち取引最終日までの間に転売（買建玉についての反対の取引をいう。以下同じ。）が行われなかったものをいう。以下同じ。）については、当該限月取引の受渡決済期日において当該最終売建玉及び当該最終買建玉の受渡決済（受渡決済代金及び国債証券を授受することにより決済することをいう。以下同じ。）を行う。

一部改正〔平成15年1月14日、平成18年12月31日、平成19年9月30日、平成21年3月23日〕

(受渡適格銘柄)

第19条 受渡決済においては、次の各号に掲げる国債証券（以下「受渡適格銘柄」という。）を決済物件として取り扱うものとする。

- (1) 中期国債標準物については、発行日（利付国債証券について、同一の名称及び記号を有し、かつ、先に発行された利付国債証券がある場合には、当該同一の名称及び記号を有し、かつ、先に発行された利付国債証券のうち、発行日が最初であるものの発行日。以下同じ。）及び受渡決済期日に4年以上5年3か月未満の残存期間を有する利付国債証券（国債証券として発行されたものであって、かつ、国債募集引受団による募集引受けの方法、入札の方法その他発行に際して不特定多数の者による取得を前提とする方法によりその発行総額の全部又は一部が発行されたも

のに限る。以下同じ。)のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの

(2) 長期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に7年以上11年未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの

(3) 超長期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に15年以上21年未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの

追加〔平成15年1月14日〕

(標準物と受渡適格銘柄との交換比率の算定)

第20条 標準物と受渡適格銘柄との交換比率は、別表「標準物と受渡適格銘柄との交換比率の算定に関する表」により算定するものとする。

追加〔平成15年1月14日〕

(受渡決済値段)

第21条 受渡決済において授受する受渡決済代金を算出するための基準とする値段(以下「受渡決済値段」という。)は、当該限月取引の取引最終日の清算値段(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。))が国債証券先物取引の清算値段として定める値段をいう。)とする。

追加〔平成16年2月2日〕

(受渡決済代金の算出方法)

第22条 受渡決済における受渡決済代金は、受渡決済値段に受渡適格銘柄ごとの交換比率を乗じて得た額に、当該受渡適格銘柄の額面総額の100分の1を乗じて算出するものとする。

追加〔平成16年2月2日〕

(利子の日割計算)

第23条 受渡決済においては、最終売建玉に係る受渡適格銘柄ごとの国債証券の額面総額に当該受渡適格銘柄の利率を乗じて算出した額を、日割をもって計算し、その受渡決済期日までの分(以下「経過利子」という。)を前条の規定に基づき算出した受渡決済代金に加算するものとする。ただし、その受渡決済期日が当該受渡適格銘柄の利払期日に当たるときは、経過利子を受渡決済代金に加算しないものとする。

2 前項の経過利子は、課税扱いと非課税扱いに区分して取り扱うものとし、課税扱いの経過利子は、経過利子の計算に当たって利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引くものとする。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日〕

第6節 ミニ取引における最終決済等

追加〔平成21年3月23日〕

(最終決済)

第24条 ミニ取引の各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、次条に基づき最終清算値段を定める日の翌日(以下「最終決済期日」という。)に同条に規定する最終清算値段による決済(以下「最終決済」という。)を行う。

追加〔平成21年3月23日〕

(最終清算値段)

第25条 最終清算値段は、ミニ取引の当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする長期国債標準物に係るラージ取引の限月取引に係る売買立会の始めの約定値段(当該ラージ取引の限月取引において取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない場合は当取引所が定める値段)とする。ただし、当該ラージ取引の限月取引の売買立会が停止された場合において必要と認めるときは、最終清算値段は、当取引所がその都度定める日に、当取引所がその都度定める。

追加〔平成21年3月23日〕

第7節 ギブアップ

追加〔平成20年1月15日〕、一部改正〔平成21年3月23日〕

(ギブアップ)

第26条 取引参加者は、国債証券先物取引(過誤訂正等のための取引を含み、国債証券先物オプション

ン取引における権利行使により成立した国債証券先物取引及びギブアップの成立により新たに発生した国債証券先物取引を除く。以下この節において同じ。) について、この節に定めるところにより、ギブアップを行うことができる。

- 2 ギブアップとは、国債証券先物取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の国債証券先物取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第5項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。
- 3 注文執行取引参加者とは、ギブアップの成立により消滅することとなる国債証券先物取引の売付け又は買付けを行う取引参加者をいう。
- 4 清算執行取引参加者とは、ギブアップの成立により他の取引参加者の名において又は他の取引参加者の計算によりその指定清算参加者の名において、国債証券先物取引の売付け又は買付けが新たに発生することとなる場合における当該他の取引参加者をいう。
- 5 この特例に定めるもののほか、ギブアップに関し必要な事項については、当取引所が定める。

追加〔平成20年1月15日〕、一部改正〔平成20年1月15日、平成21年3月23日〕

（ギブアップ申告）

第27条 注文執行取引参加者は、国債証券先物取引の売付け又は買付けについてギブアップを行おうとする場合は、当取引所が定める時限までに、その旨、当該売付け又は買付けの内容、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称その他当取引所が定める内容を、当取引所に申告するものとする。

- 2 前項の規定により申告を受けた場合は、当取引所は、直ちにその内容を当該清算執行取引参加者に通知する。

追加〔平成20年1月15日〕、一部改正〔平成21年3月23日〕

（テイクアップ申告）

第28条 前条第2項の規定により通知を受けた場合は、当該清算執行参加者は、当取引所が定める時限までに、当該ギブアップについて次の各号に掲げる事項を、当取引所に申告する。

- (1) ギブアップを承諾する場合には、その旨
- (2) ギブアップを承諾しない場合には、その旨

- 2 前項に規定する時限までに同項の規定による申告が行われない場合には、当取引所は、当該清算執行取引参加者から同項第2号に掲げる事項の申告を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により申告を受けた場合（前項の規定により第1項第2号に掲げる事項の申告を受けたものとみなされる場合を含む。）は、当取引所は、直ちにその内容を当該ギブアップに係る注文執行取引参加者に通知する。

追加〔平成20年1月15日〕、一部改正〔平成21年3月23日〕

（ギブアップの成立時期）

第29条 ギブアップは、当取引所が前条第1項第1号に掲げる事項の申告を受けた時に成立する。

追加〔平成20年1月15日〕、一部改正〔平成21年3月23日〕

第8節及び第9節 削除

一部改正〔平成15年1月14日、平成20年1月15日、平成21年3月23日〕

第30条から第39条まで 削除

一部改正〔平成15年1月14日、平成16年2月2日、平成20年1月15日、平成21年3月23日〕

第10節 雑則

一部改正〔平成2年4月10日、平成9年11月5日〕

（建玉の内容に関する報告）

第40条 取引参加者は、ラージ取引（過誤訂正等のための取引を含む。）における直近の限月取引において、自己の計算による売建玉と買建玉の差引数量又は一の顧客の委託に基づく売建玉と買建玉の差引数量が、当取引所が定める取引日に当取引所が銘柄ごとに定める報告数量以上となっている場合は、当取引所が定めるところにより、その内容を当取引所に報告するものとする。

追加〔平成9年12月3日〕、一部改正〔平成11年10月1日、平成12年9月18日、平成13年

11月 1 日、平成*年*月*日、平成15年 1 月14日、平成19年 9 月30日、平成20年 1 月15日、平成21年 3 月23日]

第41条 削除

一部改正〔昭和63年 8 月26日、平成元年10月 2 日、平成 2 年 4 月10日、平成 9 年10月29日、平成11年 4 月 1 日〕

(国債証券先物取引に関する通知書の送付)

第42条 取引参加者は、国債証券先物取引(過誤訂正等のための取引を含む。)に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該国債証券先物取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者である場合については、この限りでない。

- 2 前項に規定する通知書には、銘柄、限月取引、売付け又は買付けの別、取引額面金額(ミニ取引にあっては取引契約数量)、約定値段、取引成立日(取引が成立した取引日の終了する日をいう。)及び取引最終日(当該限月取引の終了する日をいう。)を記載しなければならない。
- 3 取引参加者は、第 1 項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第56条(第 1 項第 1 号ニ、第 2 項第 3 号ロ及び第 4 号を除き、同項第 3 号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。)に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取引参加者は当該通知書を送付したものとみなす。
- 4 前項の規定による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和63年 8 月26日、平成元年10月 2 日、平成 2 年 4 月10日、平成10年12月 1 日、平成12年 9 月18日、平成13年11月 1 日、平成14年 2 月 1 日、平成19年 9 月30日、平成20年 1 月15日、平成20年 3 月10日、平成21年 3 月23日〕

(当取引所の市場における国債証券先物取引又はその受託に関する規制措置)

第43条 当取引所は、当取引所の市場における国債証券先物取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、当取引所の市場における国債証券先物取引又はその受託に関し、当取引所が規則により定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができる。

一部改正〔昭和63年 8 月26日、平成元年10月 2 日、平成 2 年 4 月10日、平成12年12月27日、平成13年11月 1 日〕

(当取引所の市場における国債証券先物取引の方法等)

第43条の 2 取引参加者は、当取引所の市場における国債証券先物取引を、当取引所が適当と認める取引参加者端末装置等により行わなければならない。

- 2 取引参加者は、当取引所が定めるところにより取引参加者端末装置に関する事項について当取引所に報告するとともに、売買システムが安定的に稼働するよう協力するものとする。
- 3 取引参加者は、当取引所の市場における国債証券先物取引の業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから、当該国債証券先物取引の業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる国債証券先物取引等責任者 1 人を選任し、あらかじめ当取引所に届け出なければならない。ただし、当取引所が、国債証券先物取引等責任者の行うべき事務のうち一部のものについて、別に責任者を設けるべき事務として定める場合は、国債証券先物取引等責任者に代わって当該事務に当たる責任者を選任し、あらかじめ当取引所に届け出るものとする。

追加〔平成11年 5 月 1 日〕、一部改正〔平成13年11月 1 日、平成19年10月 1 日〕

第44条 削除

追加〔平成11年 1 月 1 日〕、一部改正〔平成11年 4 月 1 日、平成11年10月 1 日、平成12年12月 1 日、平成13年 4 月 1 日、平成13年11月 1 日〕

(売買システムの稼働に支障が生じた場合における非常措置)

第44条の 2 売買システムの稼働に支障が生じた場合において、当取引所が必要であると認めるとき

は、国債証券先物取引について、臨時に売買システムによる取引以外の取引を行うことができる。

2 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により呼値を行うことが困難である取引参加者（以下「システム障害取引参加者」という。）は、あらかじめ他の取引参加者の承諾及び当取引所の承認を受けて、当該他の取引参加者（以下「取引代行取引参加者」という。）を通じて呼値を行うことができる。この場合において、当該呼値により国債証券先物取引が成立したときは、当該システム障害取引参加者及び当該取引代行取引参加者は、当取引所が定めるところにより、その内容を当取引所に申告しなければならない。

3 前2項の規定による国債証券先物取引に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

追加〔昭和63年4月30日〕、一部改正〔平成2年4月10日、平成10年12月1日、平成11年1月1日、平成11年4月1日、平成11年10月1日、平成11年10月1日、平成13年6月10日、平成13年11月1日、平成19年9月30日〕

（業務規程の読替え）

第45条 国債証券先物取引に係る業務規程第74条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場における毎取引日」と、第76条及び第77条の2中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定する国債先物等取引参加者をいう。）」とする。

一部改正〔昭和62年11月2日、昭和63年4月30日、昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成10年12月1日、平成11年5月1日、平成11年5月1日、平成11年10月1日、平成12年8月14日、平成12年9月18日、平成12年12月27日、平成13年4月9日、平成13年6月10日、平成13年11月1日、平成18年5月1日、平成19年9月30日〕

第3章 受託契約準則の特例

第1節 国債証券先物取引の受託

一部改正〔平成2年4月10日〕

（先物・オプション取引口座設定約諾書の差入れ）

第46条 顧客が国債証券先物取引の委託をしようとするときは、取引参加者に先物・オプション取引口座を設定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る国債証券先物取引の委託をしようとするときは、注文執行取引参加者の顧客は注文執行取引参加者に、清算執行取引参加者の顧客は清算執行取引参加者に、それぞれ先物・オプション取引口座を設定しなければならない。

3 先物・オプション取引口座の設定については、顧客がその旨を取引参加者に申し込み、その承諾を受けるものとする。

4 顧客は、前項の申込みにつき、取引参加者の承諾を受けた場合には、当取引所が定める様式による先物・オプション取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、取引参加者に差し入れるものとする。

5 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第60条に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。

6 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成9年10月29日、平成13年11月1日、平成20年1月15日、平成20年3月10日〕

（ギブアップ契約の締結）

第46条の2 顧客がギブアップに係る国債証券先物取引の委託をしようとする場合は、当該顧客は、当該ギブアップに係る注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者との間で、ギブアップに関する

契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 委託手数料の額並びにその徴収者及び徴収方法
 - (2) ギブアップが成立しなかった場合における取扱い
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る国債証券先物取引の委託をしようとする場合において、当該顧客が取引取次者（注文執行取引参加者に国債証券先物取引を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であって、当該委託が注文執行取引参加者に対する国債証券先物取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。次項において同じ。）であるときは、当該顧客は、当該顧客に委託の取次ぎの申込みをする者及び当該ギブアップに係る清算執行取引参加者との間で、前 2 項に規定する契約に準じた契約を締結するものとする。
- 4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、注文執行取引参加者の顧客がギブアップに係る国債証券先物取引の委託をしようとする場合において、清算執行取引参加者の顧客が決済取次者（清算執行取引参加者に国債証券先物取引の決済の委託をした顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であって、当該委託が清算執行取引参加者に対する国債証券先物取引の決済の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）であるときは、当該清算執行取引参加者の顧客は、当該注文執行取引参加者（当該注文執行取引参加者の顧客が取引取次者である場合にあっては、当該注文執行取引参加者の顧客に委託の取次ぎの申込みをする者）及び当該注文執行取引参加者の顧客との間で第 1 項及び第 2 項に規定する契約に準じた契約を締結するものとする。
- 5 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、当該各項に規定する契約を締結したときは、注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者は、ギブアップに係る国債証券先物取引の委託を受けることができる。

追加〔平成20年 1 月 15 日〕

（顧客の通告事項）

第46条の 3 顧客が国債証券先物取引を委託する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を取引参加者に通告するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は事務所の所在地
- (3) 特に通信を受ける場所を定めたときは、その場所
- (4) 代理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに代理の権限

追加〔平成19年 9 月 30 日〕、一部改正〔平成20年 1 月 15 日〕

（委託の際の指示事項等）

第47条 顧客が国債証券先物取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする（ストラテジー取引による場合は、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号を除く。）。

- (1) 銘柄及び限月取引
- (2) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (3) 限月間スプレッド取引により行おうとするときは、その旨
- (4) 数量
- (5) 値段の限度（限月間スプレッド取引にあっては、スプレッド値段の限度）
- (6) ストラテジー取引により行おうとするときは、デルタ値
- (7) 立会時
- (8) 委託注文の有効期間

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第 2 号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時 30 分まで（半休日においては、午後 0 時 30 分まで）の取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の

売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成12年8月14日、平成13年4月9日、平成13年11月1日、平成18年12月31日、平成19年9月30日、平成20年1月15日、平成20年1月15日、平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

第47条の2 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る国債証券先物取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) ギブアップに係る国債証券先物取引である旨

(2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称

(3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

追加〔平成20年1月15日〕

(取引再開時における委託注文の効力)

第47条の3 委託注文は、第47条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が国債証券先物取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

追加〔平成10年7月1日〕、一部改正〔平成10年12月1日、平成13年11月1日、平成19年9月30日、平成20年1月15日〕

(ギブアップが成立した場合の委託の効力)

第47条の4 ギブアップに係る国債証券先物取引の売付け又は買付けが、当該ギブアップの成立により消滅した場合には、当該国債証券先物取引についての顧客と注文執行取引参加者との間の委託が終了し、同時に、当該ギブアップの成立により新たに発生した国債証券先物取引の売付け又は買付けについての顧客と清算執行取引参加者との間の決済の委託が新たに成立するものとする。

追加〔平成20年1月15日〕

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

第47条の5 第47条の規定にかかわらず、当該ギブアップに係る国債証券先物取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る国債証券先物取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分まで(半休日においては、午後0時30分まで)の当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した国債証券先物取引の売付け又は買付けに係る同条第1項第2号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第47条第2項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物取引に係る同条第1項第2号に掲げる事項の指示について準用する。

追加〔平成20年1月15日〕

(権利行使により成立する国債証券先物取引に係る委託の際の指示事項等)

第47条の6 顧客が国債証券先物オプション取引における権利行使を委託した場合又はその割当てを受けた場合には、その都度、当該権利行使により成立する国債証券先物取引の限月取引ごとに、第47条第1項第2号に掲げる事項を、取引参加者に指示するものとする。

2 第47条第2項の規定は、権利行使により成立する国債証券先物取引に係る同条第1項第2号に掲げる事項の指示について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、権利行使により成立する国債証券先物取引に係る第47条第1項第2号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の翌日の午前8時20分までの取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

追加〔平成20年1月15日〕

第2節 証拠金等

一部改正〔平成10年11月30日〕

(証拠金)

第48条 証拠金に関する事項は、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）をもって定める。

一部改正〔昭和63年7月8日、平成2年4月10日、平成4年2月1日、平成8年1月1日、平成9年10月29日、平成10年6月1日、平成10年11月30日、平成13年11月1日、平成15年1月14日、平成16年2月2日〕

第49条から第54条まで 削除

一部改正〔平成10年11月30日〕

第3節 受渡決済、最終決済等

追加〔平成10年11月30日〕、一部改正〔平成21年3月23日〕

(決済のために授受する金銭)

第55条 顧客と取引参加者との間でラージ取引の決済のために授受する金銭（当該顧客が受渡決済を行う場合における第61条の規定に基づき算出する受渡決済代金を除く。）は、当該顧客が転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該転売又は買戻しに相当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定値段と当該転売又は買戻しに係る約定値段の差に1億円の100分の1を乗じて得た額の合計額とし、当該顧客が受渡決済を行う場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定値段と受渡決済値段（受渡決済において授受する受渡決済代金を算出するための基準とする値段をいう。以下同じ。）との差に1億円の100分の1を乗じて得た額の合計額とする。

2 顧客と取引参加者との間でミニ取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しによりミニ取引の決済を行う場合には当該転売又は買戻しに相当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定値段と当該転売又は買戻しに係る約定値段の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定値段と最終清算値段との差に相当する金銭とする。

3 顧客が国債証券先物取引の決済を行う場合において、損失が生じているときは、当該顧客は当該損失に相当する金銭を、転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該決済に係る転売又は買戻しが成立した取引日の終了する日の翌日（当該顧客が非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）である場合は、当該取引日の終了する日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日）までの取引参加者が指定する日時までに、ラージ取引において受渡決済を行う場合には当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該取引最終日の終了する日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時に、ミニ取引において最終決済を行う場合には当該限月取引の最終決済期日（当該顧客が非居住者である場合は、その翌日）までの取引参加者が指定する日時に、取引参加者に差し入れるものとする。

一部改正〔昭和63年7月8日、昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成4年2月1日、平成8年1月1日、平成9年10月29日、平成10年11月30日、平成11年10月1日、平成12年9月18日、平成13年11月1日、平成15年1月6日、平成15年1月14日、平成21年3月23日〕

(証拠金の決済のために授受する金銭への充当)

第56条 取引参加者は、顧客が前条第3項の規定により当該取引参加者に差し入れるべき金銭については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成9年10月29日、平成10年11月30日、平成13年11月1日、平成16年2月2日、平成21年3月23日〕

第57条 削除

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成9年10月29日〕

(受渡適格銘柄)

第58条 顧客と取引参加者との間のラージ取引における受渡決済においては、次の各号に掲げる国債証券を決済物件として取り扱うものとする。

(1) 中期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に4年以上5年3か月未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの

(2) 長期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に7年以上11年未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの

(3) 超長期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に15年以上21年未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの

一部改正〔昭和61年12月1日、昭和63年7月8日、昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成8年1月1日、平成11年6月11日、平成12年3月1日、平成12年9月11日、平成13年11月1日、平成15年1月14日、平成21年3月23日〕

(標準物と受渡適格銘柄との交換比率の算定)

第59条 ラージ取引について、顧客が受渡決済を行う場合の標準物と受渡適格銘柄との交換比率は、別表「標準物と受渡適格銘柄との交換比率の算定に関する表」により算定するものとする。

一部改正〔平成2年4月10日、平成21年3月23日〕

(受渡決済に伴う経過利子の取扱い)

第60条 顧客がラージ取引において受渡決済を行う場合における経過利子の取扱いは、顧客からの申告に基づき、課税扱い又は非課税扱いにより取り扱うものとする。ただし、非課税扱いの申告をした顧客のうち、クリアリング機構が指定した顧客については、当該顧客の経過利子の全部又は一部を課税扱いとする。

2 顧客は、前項に規定する経過利子の取扱いについて、取引参加者が当該ラージ取引の受渡決済を行うために必要と認めて指定する日時までに、取引参加者に申告するものとする。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成11年5月1日、平成13年11月1日、平成15年1月6日、平成15年1月14日、平成16年2月2日、平成21年3月23日〕

(受渡決済代金の算出方法)

第61条 顧客と取引参加者との間でラージ取引の受渡決済のために授受する受渡決済代金は、当該限月取引の受渡決済値段に売付けを委託した顧客（以下「売付顧客」という。）が指定した受渡適格銘柄又は買付けを委託した顧客（以下「買付顧客」という。）ごとに取引参加者が指定した受渡適格銘柄について第59条の規定に基づき算定した交換比率を乗じて得た額に、当該受渡適格銘柄の額面総額の100分の1を乗じて算出するものとする。

2 受渡決済において授受する経過利子は、前項の規定に基づき算出した受渡決済代金に加算するものとする。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成9年10月29日、平成13年11月1日、平成15年1月14日、平成21年3月23日〕

(決済物件の組合せ)

第62条 決済物件は、売付顧客の選択により、受渡適格銘柄ごとに取引単位の整数倍で組み合わせることができるものとする。

追加〔平成元年10月2日〕、一部改正〔平成12年12月27日、平成20年1月15日〕

(決済物件の申告)

第63条 売付顧客がラージ取引において受渡決済を行う場合には、当該売付顧客は、取引参加者が受渡決済を行うために必要と認めて指定する日時までに、受渡決済に供する銘柄及び数量を取引参加者に申告するものとする。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成11年5月1日、平成12年12月27日、平成13年11月1日、平成21年3月23日〕

(顧客の受渡時限)

第64条 顧客は、ラージ取引の受渡決済については、取引参加者が当該ラージ取引の受渡決済を行うために必要と認めて指定する日時までに、売付国債証券又は買付代金を取引参加者に交付するもの

とする。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年2月1日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成2年5月28日、平成11年5月1日、平成12年12月27日、平成13年11月1日、平成15年1月14日、平成21年3月23日〕

第65条及び第66条 削除

一部改正〔平成12年12月27日〕

(口座振替による受渡し)

第67条 取引参加者は、顧客との間でラージ取引の受渡決済を行うときは、その顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しは、その口座の振替（クリアリング機構の業務方法書の規定により経過利子について非課税扱いと定められた場合の受渡決済にあつては、非課税口座の振替。以下この条において同じ。）により行うものとする。ただし、日本銀行における口座の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成4年2月1日、平成11年5月1日、平成12年12月27日、平成13年11月1日、平成15年1月14日、平成15年1月27日、平成16年2月2日、平成16年10月1日、平成21年1月5日、平成21年3月23日〕

(日本銀行国債振替決済業務規程の適用)

第68条 ラージ取引の受渡決済については、この特例に定めるもののほか、日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結された契約によるものとする。

一部改正〔昭和63年6月1日、昭和63年8月26日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成4年2月1日、平成12年12月27日、平成13年11月1日、平成15年1月14日、平成15年1月27日、平成21年3月23日〕

第69条及び第70条 削除

一部改正〔平成11年5月1日〕

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第71条 顧客が所定の時限（第64条第1項に規定する取引参加者が必要と認めて指定する日時を含む。）までに、国債証券先物取引に関し取引参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない若しくは預託すべき証拠金を預託しない場合、支払うべき金銭を支払わない場合又は売付国債証券若しくは買付代金を交付しない場合は、当該取引参加者は、任意に、当該国債証券先物取引を決済するために、当該顧客の計算において、売付契約又は買付契約の締結（その委託を含む。）を行うことができる。

2 取引参加者が前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有し、又は振替法に基づく口座に記録する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。

一部改正〔昭和63年8月26日、平成元年2月1日、平成元年10月2日、平成2年4月10日、平成2年5月28日、平成10年11月30日、平成12年12月27日、平成13年11月1日、平成15年1月6日、平成16年2月2日、平成21年1月5日〕

第4節 未決済約定の引継ぎ等

追加〔平成9年11月5日〕、一部改正〔平成13年11月1日、平成15年1月6日、平成19年9月30日、平成20年1月15日〕

(顧客の委託に基づく未決済約定の取扱い等)

第71条の2 顧客の委託に基づく未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、証拠金規則をもって定める。

追加〔平成9年11月5日〕、一部改正〔平成10年11月30日、平成13年11月1日、平成15年1月6日、平成15年1月14日、平成16年2月2日、平成20年1月15日〕

第5節 雑則

一部改正〔平成9年11月5日、平成11年10月1日〕

(外貨による金銭の授受)

第72条 顧客と取引参加者との間における国債証券先物取引に係る金銭の授受は、取引参加者が同意した場合には、顧客が指定する外貨により行うことができるものとする。

追加〔平成2年4月10日〕、一部改正〔平成9年6月1日、平成10年4月1日、平成11年

4 月 1 日、平成11年10月 1 日、平成13年11月 1 日]

(取引の取消しの効果等)

第72条の2 当取引所が取引の取消しを行った場合には、当該取り消された取引に係る顧客と取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。

2 顧客は、当取引所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

3 顧客は、当取引所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

追加〔平成19年 9 月 30 日〕

(受託契約準則の読替え)

第73条 国債証券先物取引に係る受託契約準則第 2 条の規定の適用については、同条中「取引参加者(取引所の総合取引参加者をいう。以下同じ。)」とあるのは「取引参加者(取引所の総合取引参加者又は国債先物等取引参加者をいう。)」とする。

一部改正〔昭和63年 8 月 26 日、平成元年10月 2 日、平成 4 年 2 月 1 日、平成10年 4 月 1 日、平成11年10月 1 日、平成12年12月 27 日、平成13年11月 1 日、平成19年 9 月 30 日〕

第 4 章 雑則

追加〔平成15年 1 月 6 日〕

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第74条 国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該国債証券先物取引を行う者とみなして第 2 章(第 5 節及び第 6 節を除く。)の規定を適用する。

追加〔平成15年 1 月 6 日〕、一部改正〔平成15年 1 月 14 日、平成21年 3 月 23 日〕

付 則

1 この特例は、昭和60年10月 5 日から施行する。ただし、第23条第 5 項第 2 号及び第49条第 2 項第 2 号の規定は、昭和60年12月 2 日から、第23条第 5 項第13号及び第49条第 2 項第13号の規定は、昭和61年 3 月 3 日から施行する。

2 第 3 条第 2 項本文後段及び同条第 3 項本文後段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日を受渡決済期日とする限月取引の売買取引開始日は、昭和60年10月 19 日とする。

- (1) 昭和60年12月 20 日
- (2) 昭和61年 3 月 20 日
- (3) 昭和61年 6 月 20 日
- (4) 昭和61年 9 月 22 日
- (5) 昭和61年12月 22 日

3 本所は、先物取引における成行呼値を、前項に規定する売買取引開始日から本所が定める日まで、認めないものとする。

(注) 第 3 項の「本所が定める日」は昭和61年 3 月 10 日

一部改正〔昭和61年 8 月 1 日〕

付 則

この改正規定は、昭和61年 7 月 1 日から施行する。ただし、昭和60年10月 5 日付則の改正規定は、昭和61年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和61年11月 1 日から施行する。ただし、第23条第 5 項第 7 号及び第49条第 2 項第 7 号の改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は昭和62年 2 月 9 日

付 則

この改正規定は、昭和61年12月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和62年 8 月 10 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和62年 9 月 26 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和62年10月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和62年11月 2 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は昭和63年 4 月 30 日

付 則

1 この改正規定は、昭和63年 7 月 8 日から施行する。ただし、第35条第 2 項、第62条及び第68条の改正規定は、昭和63年 6 月 1 日から施行する。

2 第 3 条第 2 項本文後段及び同条第 3 項本文後段の規定にかかわらず、超長期国債標準物について次の各号に掲げる日を受渡決済期日とする限月取引の売買取引開始日は、昭和63年 7 月 8 日とする。

(1) 昭和63年 9 月 20 日

(2) 昭和63年12月 20 日

(3) 昭和64年 3 月 20 日

(4) 昭和64年 6 月 20 日

(5) 昭和64年 9 月 20 日

付 則

この改正規定は、昭和63年 8 月 26 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和64年 2 月 1 日から施行する。ただし、午後立会の売買立会時については、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注) 「本所が定める日」は平成 3 年 4 月 29 日

付 則

この改正規定は、平成元年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成元年 4 月 1 日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この改正規定は、平成元年 6 月 5 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の第72条徴収標準(2)特別料率 a の規定にかかわらず、日本証券業協会に所属する証券会社又は外国証券会社の国内の支店が委託した場合の委託手数料は、平成元年12月31日まで、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成元年10月 2 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 2 年 4 月 10 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成 2 年 5 月 28 日から施行する。

2 この改正規定の施行の日以後平成 2 年 6 月 10 日までの間における登録国債の登録変更については、この改正規定の施行後も、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 2 年10月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 3 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 3 年 6 月 10 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 4 年 7 月 20 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成 6 年 4 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 7 年 4 月 3 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 3 条第 2 項本文後段及び同条第 3 項本文後段の規定にかかわらず、中期国債標準物について第 1 号から第 4 号までに掲げる日を受渡決済期日とする限月取引の売買取引開始日は、平成 8 年 2 月 16 日とし、第 5 号に掲げる日を受渡決済期日とする限月取引の売買取引開始日は、平成 8 年 3 月 8 日とする。

(1) 平成 8 年 6 月 20 日

(2) 平成 8 年 9 月 20 日

(3) 平成 8 年 12 月 20 日

(4) 平成 9 年 3 月 21 日 (国民の祝日となった場合には、平成 9 年 3 月 20 日)

(5) 平成 9 年 6 月 20 日

付 則

この改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この改正規定は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 9 年 10 月 29 日から施行する。ただし、第 39 条の 2 から第 39 条の 12 まで及び第 71 条の 2 から第 71 条の 6 までの改正規定は、平成 9 年 11 月 5 日から施行する。

一部改正〔平成 10 年 11 月 30 日〕

付 則

この改正規定は、平成 9 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 9 年 12 月 3 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 3 月 23 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成 10 年 11 月 2 日

付 則

この改正規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年11月 1 日以降の日で、本所が定める日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項第 4 号、第18条及び第23条の 7 の改正規定は、平成10年 9 月 1 日以降の日で、本所が定める日から施行する。

一部改正〔平成12年 8 月14日〕

(注) 本文の「本所が定める日」は平成12年 8 月14日、ただし書の「本所が定める日」は平成10年 11月 2 日

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第20条、第21条、第23条から第23条の 8 まで、第37条（「（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）」を加える部分に限る。）、第39条の 2 から第39条の12まで、第 3 章中第 2 節の節名及び第48条から第54条までの改正規定、第55条の前に節名を加える改正規定、第55条及び第56条の改正規定、第 3 章中第 3 節の節名を削る改正規定、第71条から第71条の 6 まで、第72条（「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する」を削る部分に限る。）並びに平成 9 年10月29日改正付則中第 2 項から第 4 項までの改正規定
平成10年11月30日
 - (2) 第 3 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 9 条、第10条、第13条、第14条、第16条、第24条、第27条、第35条、第37条（「売買取引」を「取引」に改める部分に限る。）、第39条、第42条、第44条から第45条まで、第47条の 2、第72条中国債証券に係る有価証券先物取引の委託手数料表及び第72条の 2 の改正規定
平成10年12月 1 日
 - (3) 第41条の改正規定
平成11年 4 月 1 日
- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、平成10年11月30日に預託を行う取引証拠金及び差入れを行う委託証拠金については、なお従前の例による。
- 3 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、平成10年11月26日及び27日における清算値段との差額に係る第20条及び第21条に規定する正会員又は国債証券先物取引等特別参加者に係る金銭の授受は、同年12月 1 日に行うものとし、同年11月26日及び27日に成立した転売又は買戻しに係る第55条第 2 項及び改正前の第56条に規定する顧客に係る金銭の授受は、同年12月 1 日までの正会員又は国債証券先物取引等特別参加者が指定する日時までに行うものとする。
- 4 改正後の第 3 条第 2 項本文の規定にかかわらず、第 1 項第 2 号に規定する改正規定施行の際、現に行われている限月取引の取引期間は、なお従前の例による。
- 5 改正後の第 3 条第 3 項本文後段の規定にかかわらず、第 1 項第 2 号に規定する改正規定施行の際、現に行われている限月取引のうち最初に受渡決済期日が到来する限月取引及び当該限月取引の次に受渡決済期日が到来する限月取引の取引最終日の翌日には、新たな限月取引を開始しないものとする。
- 6 第41条の規定については、平成10年12月 1 日から平成11年 3 月31日までの間においては、同条中「正会員又は国債証券先物取引等特別参加者」とあるのは「正会員又は国債証券先物取引等特別参加者（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第107号）附則第12条第 2 項に規定するみなし登録証券会社、同第59条第 2 項に規定するみなし登録外国証券会社又は同第36条第 5 項に規定するみなし登録金融機関に限る。）」と、「行うものとする。」とあるのは「行うものとする。ただし、当該金銭を証券取引法第47条に定める方法により自己の固有財産と分別して保管している場合は、この限りでない。」と、「金銭又は有価証券（再預託に係る取引証拠金として本所に預託した金銭又は有価証券を除く。）」とあるのは「金銭又は有価証券」と、「売

買取引等」とあるのは「売買等」とする。

(注)「本所が定める日」は平成12年8月14日

付 則

この改正規定は、平成11年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の前に行われた国債証券先物取引に課せられる取引所税に相当する金額の徴収については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成11年6月11日から施行する。ただし、同年6月21日、同年9月20日又は同年12月20日を受渡決済期日とする限月取引については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に改正前の定款第95条の4第1項の規定により選任されている売買システム売買責任者（改正前の立会場代表者等に関する規則第11条の規定により債券売買システム売買責任者を選任している場合にあつては、当該者）及び現に改正前の定款第97条の11第1項において準用する同第95条の4の規定により選任されている国債証券先物取引等売買責任者については、施行日において、正会員又は国債証券先物取引等特別参加者が、改正後の第43条の2第2項の規定により、国債証券先物取引等責任者として選任及び届出をしたものとみなす。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前に成立した国債証券先物取引で施行日において未決済のものについては、施行日をもって第17条の2の規定に基づく債務の引受けが行われたものとする。
- 3 改正後の第17条の2の規定の適用については、本所が定める日までの間、同条中「第6条、第6条の2」とあるのは「第6条」とする。

付 則

この改正規定は、平成11年6月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第107号）附則第1条第3号に定める政令で定める日から施行し、同日以後の売買分から適用する。

(注)「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第107号）附則第1条第3号に定める政令で定める日」は平成11年10月1日

付 則

この改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成12年3月1日から施行する。ただし、この改正規定施行の際、中期国債標準物について現に取引が行われている限月取引は、なお従前の例による。
- 2 第3条第2項本文及び同条第3項本文後段の規定にかかわらず、中期国債標準物について平成12年9月20日又は同年12月20日を受渡決済期日とする限月取引の取引開始日は同年5月8日とする。

付 則

この改正規定は、平成12年5月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年7月17日

付 則

- 1 この改正規定（第3項に定めるものを除く。）は、平成12年9月18日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、超長期国債標準物を対象とする国債証券先物取引については、当取引所が定めるまでの間、イブニング・セッションを行わないものとする。
- 3 第3条の2、第5条及び第6条の改正規定、第6条の2及び第6条の3を削る改正規定、第6条の4、第9条、第12条、第13条及び第17条の2の改正規定並びに第19条第2項の改正規定（「第6条の4」を「第6条の2」に改める部分に限る。）は、平成12年8月14日から施行する。ただし、

平成12年9月17日までの間においては、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条中「売買が成立した取引日」とあるのは「当日」とし、改正後の第12条第1項第2号の規定は、これを適用しない。

一部改正〔平成13年11月1日〕

付 則

この改正規定は、平成12年9月11日から施行する。ただし、この改正規定施行の際、現に取引が行われている限月取引については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に受渡決済期日が到来する限月取引について適用する。

(注)「本所が定める日」は平成12年12月27日

付 則

この改正規定は、平成12年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年5月31日までの本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成13年5月1日

付 則

この改正規定は、平成13年6月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月6日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年12月31日までの当取引所が定める日から施行する。

(注)「当取引所が定める日」は平成18年12月31日

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年1月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年 1 月 15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年 3 月 10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年 6 月 16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年 6 月 16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年 1 月 5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年 3 月 23日から施行する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年10月 5日

別表

標準物と受渡適格銘柄との交換比率の算定に関する表

$$\text{交換比率} = \frac{\frac{\text{受渡適格銘柄の年利子}}{x} \times \left\{ \left(1 + \frac{x}{2} \right)^{\left(\frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日}}{\text{後に到来する利払回数}} \right) - 1 \right\} + 100}{\frac{\left(1 + \frac{x}{2} \right)^{\left(\frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日における残存期間}}{6} \right)}{\times 100}} - \frac{\text{受渡適格銘柄の年利子} \times \left(6 - \frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日から次回利払日までの期間}}{1200} \right)}{1200}$$

(注) 1 この表における X は、銘柄ごとに、次に定めるところによる。

(1) 中期国債標準物については、0.03とする。

(2) 長期国債標準物については、0.06とする。

(3) 超長期国債標準物については、0.06とする。

2 受渡適格銘柄の受渡決済期日における残存期間及び受渡適格銘柄の受渡決済期日から次回利払日までの期間は月数とする。

3 交換比率は、小数点以下第 6 位まで求め、第 7 位以下切捨てとする。

4 計算過程において算出される数値は、小数点以下第 10 位まで求め、第 11 位以下切捨てとする。

5 第 1 回目の利払い前の国債証券を受渡決済のために授受する場合において、受渡決済期日における残存期間が、長期国債標準物においては 10 年を超える銘柄、超長期国債標準物においては 20 年を超える銘柄の交換比率の算定については、別表中「受渡適格銘柄の受渡決済期日以降に到来する利払回数 + 1」と、「受渡適格銘柄の受渡決済期日から次回利払日までの期間」とあるのは「(受渡適格銘柄の受渡決済期日から第 1 回目の利払日までの期間 - 6)」とする。

一部改正〔昭和 61 年 7 月 1 日、昭和 63 年 7 月 8 日、平成 12 年 3 月 1 日〕